

中山間地域所得確保対策実施要綱

制定 令和 3 年 1 月 28 日付け 2 農振第 2612 号
農林水産事務次官依命通知

改正 令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農振第 2012 号
改正 令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農振第 2195 号
改正 令和 5 年 11 月 29 日付け 5 農振第 2055 号

第 1 目的及び趣旨

中山間地域の農業は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている。また、中山間地域は、豊かな風土を活かして全国的なブランド化が図られるなど、経営者の意欲によって、今後の農業経営に大きな希望が持てる地域である。一方で、同地域は、自然的・経済的・社会的条件が不利な上に、平地と比べて高齢化や人口減少が進展している。

このような中、「総合的な T P P 等関連政策大綱（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）」及び「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）」に基づき、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援するとともに、生産基盤の継承・強化、国際競争力の強化等を支援することが必要である。

これらを踏まえ、中山間地域所得確保対策（以下「対策」という。）により、収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得確保を推進する。

第 2 対策の内容

1 対象事業

対策の対象事業は、次に掲げる事業とする。

（1）中山間地域所得確保推進事業

中山間地域所得確保推進事業（以下「推進事業」という。）は、マーケット調査、消費者動向調査、生産・加工・流通・販売現状調査・分析、生産・販売戦略の検討等を実施し、中山間地域所得確保計画（以下「所得確保計画」という。）を策定・実践する事業及び策定・実践された所得確保計画を見直し・実践する事業（当該所得確保計画の策定又は見直しをした年度と同一年度内の見直しを除く。）とし、その具体的な内容は農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長及び農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

（2）関連事業

関連事業は、事業実施計画に定められた次のアからエまでの事業とし、その具体的な内容は農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

ア 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

収益性の高い農産物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等を行う事業。

イ 産地生産基盤パワーアップ事業（収益力向上対策）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備等を支援する事業。

ウ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化に必要な施設整備等を支援する事業。

エ 鳥獣被害防止総合対策

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、鳥獣被害防止施設の整備を支援する事業。

2 事業実施主体

事業実施主体は、1に掲げる対象事業ごとに農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

3 対象地域等

(1) 対策の対象地域は、次のアからシまでに掲げる地域のうち中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2の地域別農業振興計画を策定した地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定さ

れた半島振興対策実施地域

オ 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 号に規定する沖縄

キ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島

ク 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

ケ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯

コ 棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和 27 年法律第 135 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域(水田地帯を除く。)

シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

(2) 所得確保計画を作成する区域(以下「計画区域」という。)は、対象地域における農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に定める農用地区域をいう。以下同じ。)内の区域とする。

ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域において対象事業を実施する必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を計画区域とすることができる。

なお、農村振興局長等が別に定める場合を除き、計画区域内の農用地全体に占める主傾斜 1/100 以上の農用地の面積割合がおおむね 25%以上(北海道内の地域にあっては、主傾斜 1/100 以上の農用地の面積割合がおおむね 5%以上)であるものとする。

第 3 事業実施計画

1 事業実施計画の策定

(1) 推進事業の事業実施主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に、市町村である場合にあっては都道府県知事に、農業者団体等である場合にあっては、市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)により提出された事業実施計画を確認し、取りまとめ

て都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)又は(2)により提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。なお、事業を実施する年度の2月末までに事業実施計画書を提出することとする。

(4) 地方農政局長等は、(1)から(3)までにより提出された事業実施計画の内容を審査し、これを適当と認めるときは、事業実施計画を採択し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(5) 都道府県知事は、(4)により通知を受けた事業実施計画の実施主体が市町村又は農業者団体等である場合は、遅滞なく、市町村長に対し事業実施計画が採択された旨を通知するものとする。市町村長は、(4)により通知を受けた事業実施計画の実施主体が、農業者団体等である場合は遅滞なく、当該農業者団体等に対し事業実施計画が採択された旨を通知するものとする。

(6) 地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、(4)により事業実施計画を採択したときは、農村振興局長に報告するものとする。

2 事業実施主体は、事業実施計画について、農村振興局長等が別に定める重要な変更を行うときは、1の規定を準用する。

3 1、2、重要な変更該当しない変更及び事業実施計画の廃止を行う手続は、農村振興局長等が別に定める様式により行うものとする。

第4 中山間地域所得確保計画

推進事業を実施する際には、事業実施主体は所得確保計画を策定又は見直しをするものとし、その記載する内容については、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

第5 所得確保計画における計画期間、成果目標及び目標年度の設定

事業実施主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより、所得確保計画において計画期間、成果目標及び目標年度を定めるものとする。

第6 事業完了報告

事業実施主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより、事業完了の報告を行わなければならない。

第7 事業評価

推進事業において策定又は見直しをした所得確保計画の評価については、農村振興局長等が別に定めるところにより実施するものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内において、推進事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長等が別に定めるところにより助成するものとする。

第9 配慮

国及び事業実施主体は、推進事業の実施に当たって、農地中間管理機構による担い手への農地集積に配慮するものとする。

第10 委任

対策の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。